八、

迄しくれしく早々[illegible]

あまりしたゝきは[illegible]く

御上り御機嫌よく被遊めて度御推存候中上候

時薩人参り私始め座敷にても御易見物致し

物見る長崎ヨリ出帆ニ通り長崎ニて御用の船を

見ニ参り候所丹二ヲ長崎出帆四九ツ二而蒸気海百貫

ニ申候其夜着然処ハ長崎ヨリ西牟田迄余有り十里

里二テ天気宜ニ付て著仕右の百貫目ヤ中来ヨリ

上陸仕然所夫より[illegible]出て二里半余も有り以故上陸

八午前第十一時二テ高橋と申所二テ中食致し然り夫より裁判

所迄一里半計り裁判所着午後三時ニ有りし[illegible]のきハ

さるしく座敷中迄進み絵本ハ実ニ目もあてられぬ

ありさまなりて町ハあらかた焼け残るはわつか

の家のみに者凡一町に二三ヶ所ぐらゐ残りて有りし

かくあれは[illegible]いたし物又私共旅宿も見えとい難き

なく只あして泉山淨勝寺と申寺をかり出一

間ハ狭の所かりて四人同宿仕候然寺ハ少く西方人

余も焼けなし残る人の焼け跡[illegible]

七八間位ひとつ残りたる物を用ゐて十き借家致す

士族の家ハ少残りしなれとも皆空家ハ先をかりぬ

方よりしきみるに焼け跡町ハ大かた焼けぬ

見る事もかなし以高嶋[illegible]寺は座敷[illegible]中の

私共三人の内永井と申人ハ去三月着仕千[illegible]裁判

判所勤務大分無支庭裁判所の職吟味[illegible]一人

来り私外一人ハ裁判所ニて未だ薩摩人被仕候の

者を吟味致し御面白き事に候すこしも

あんじる事ハ無之候まて[illegible]し給分ハすこしも

他出不仕皆用心の上の用心仕居候御安心可被下

候出勤の節ハ必ず[illegible]出勤も十七八町

あ処や[illegible]備[illegible]通行仕候事ニ候中上

候[illegible]識[illegible]

[illegible]用[illegible]定め[illegible]

盛と存し候近[illegible]ハ[illegible]有之

候当年ハ[illegible]

他出不仕皆々用心の上の用心仕居候 御安心可被下候
其上出勤の節ハ何れも参り申さず 出勤も十七八町
の処やゝ供斗り通行仕候由ニ候ヘ共 中止
ニ承り候ハ 識にハ相成不申 ちと斗り左様
ニ相成居候 定而御案事も被遊候御事と
盛と存し又追々寒ハ豊饒に相成候と存
候 当年ハ又ても能く稔り可申と被察候
存又 以て当国ハ至て気よく勤め居り候 其上
勤て為方かゝり無之 大無之 のことに候
御文近くより之承へ参り候ハ 早速申上候 御便の
御用もへ参りへハ 然年能く数々申上候御二前判
年猶と御返事も御便御かたく 先ハ
あら〳〵申上参らせ候 かしこ

寒の井書
御伺 彩度は御身御大切に被遊候や 且又
御めかり候て 尚又御伺申上候 此段ハ暮の
其時早出御胡も相手文去時申して 候も
御暮しの 由て候 御御用の
新年

維ゝ明治十三 十月廿七日着

二

御両親様 言上
無異
経明

二

本月十日御認の御書 同十九日着 早速拝見仕候 先以
御両親様 益御機嫌 能御暮し被成 珍重存奉り候